# 令和4年度第3回

# 茨城県都市計画審議会議事録

日 時 令和4年12月22日(木)午後1時30分から

場 所 水戸市笠原町978番25

茨城県開発公社ビル 4階大会議室

- I 会議の日時及び場所
  - 1 日時 令和4年12月22日(木)午後1時30分から午後1時55分まで
  - 2 場所 茨城県開発公社ビル 4階大会議室
- Ⅲ 出席した委員の氏名及び欠席した委員の氏名 別記名簿のとおり

#### Ⅲ 議題

別記付議案一覧のとおり

## Ⅳ 議事

- 1 議事の公開 都計諮問第5号の公開が決定された。
- 2 議事録署名人の指名 議長から議事録署名人として任田委員と益子委員が指名された。
- 3 議案審議以下のとおり

【都計諮問第5号 八千代町における廃棄物の処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について】

### ○議長

それでは、本日の審議を始めたいと思います。

都計諮問第5号につきまして、事務局から御説明をいただいた後、皆さんにお諮りいた します。事務局、どうぞよろしくお願いします。

### ○事務局

建築指導課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、都計諮問第5号 八千代町における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都 市計画上の支障の有無について、御説明させていただきます。

資料は、説明資料をスクリーンに映して御説明させていただきます。

まず初めに、建築基準法51条について御説明いたします。

建築基準法51条において、廃棄物処理施設などは、都市計画において敷地の位置が決定しているもの以外は、原則建築できないと規定されております。

本案件につきましては、都市計画において敷地の位置が決定しておりませんので、同条 ただし書の規定により、都市計画審議会の議を経て特定行政庁の許可が必要となるため、 本審議会にお諮りするものでございます。

続いて、廃棄物処理施設の設置に必要な手続きについて御説明いたします。

産業廃棄物処理施設の設置には、建築基準法51条の許可のほか、廃掃法に基づく廃棄物 処理施設の設置許可を取得する必要がございます。

まず、画面左側の建築基準法51条ですが、敷地の位置に関する許可でありまして、都市計画マスタープランや土地利用計画、都市計画施設、市街地開発事業との整合を踏まえ、都市計画上の支障の有無を問うものでございます。

一方、右側の廃掃法につきましては、施設の設置許可でありまして、施設の技術基準、 周辺地域への環境影響などの基準への適合を問うものでございます。

本日は、建築基準法51条ただし書の許可のため、左側の都市計画上の支障の有無について御審議いただくものになります。

それでは、案件の詳細を説明させていただきます。

初めに、計画の概要でございます。

許可申請者は、有限会社進栄産業、代表取締役中島完司でございます。

申請者の有限会社進栄産業は、昭和52年より、今回の計画敷地において廃タイヤを切断する事業を営んでおり、切断したタイヤにつきましては、再生燃料や再生ゴムの原料として販売しております。

今回の計画は、既存の敷地の中において新たに破砕機を設置し、これまでの切断処理よりも、より細かい破砕処理が行える環境を整備することで、廃タイヤの再生燃料としての価値を高めるとともに、これまで以上にリサイクルを推進しようとするものでございます。 次に、処理施設の概要でございます。

この表の上側になります。本施設については、既に既存として①番から④番の4台の廃 タイヤの切断機が設置されておりまして、廃タイヤを16分割から32分割にする切断処理を 行っております。

切断処理をした廃タイヤは、再生燃料や再生ゴムの原料として販売しておりますが、今般、その取引先から、これまで以上にリサイクルを推進するため、現在石炭を燃料としているボイラーについても再生燃料に転換できるように、より小型化したタイヤチップの納入を要請されております。このため、今回の計画は、これまでの切断処理よりも、より細かい破砕処理を行うことができる破砕機を追加で設置するものになります。下側のピンクのところになります。

作業内容としましては、これまで行ってきた切断処理の一部を破砕処理に変えるものとなりますので、廃タイヤの搬出入量や取扱品目の変更はございません。

なお、これまで行ってきた切断処理については、処理能力にかかわらず、建築基準法51条の許可が不要な作業でしたが、今回計画する破砕処理は、1日当たりの処理能力が5トンを超えると許可が必要な作業になります。追加する破砕機は、1日当たり12トンの処理能力を有するため、今回新たに許可が必要なものになります。

次に、本案件の位置を御説明させていただきます。

茨城県の地図の赤色で表示したところが、申請地のある八千代町でございます。画面右側、拡大図の赤い丸が申請地でございまして、町の南部に位置しております。

次に、都市計画図により位置を御説明いたします。

図面の上が北側でございます。画面中央の赤色で表示したところが、今回の申請地で、 一点鎖線で表示しました常総市と下妻市との行政界付近に位置しております。用途地域の 指定のない市街化調整区域に位置しておりまして、近隣には筑波サーキットや五箇工業団 地がございます。

付近の主要な道路につきましては、申請地の西側を縦断する県道結城坂東線や申請地南側の県道皆葉崎房線、北側の県道つくば古河線などがございます。

申請地の周辺状況になります。ピンクの破線で表示した敷地周囲300メートルの範囲内に含まれる住宅等の建物所有者には、事業計画を御説明の上、同意を取得しております。

黄色で表示した実線が、今回の計画地への進入路となる町道になります。この町道は、 水色で示した下妻市と常総市の市道に接続しております。

こちらの資料は、八千代町の洪水ハザードマップになります。黄色や赤色の部分が浸水 想定区域でございまして、申請地は浸水想定区域にはなってございません。

次に、本案件の配置計画等について御説明いたします。

赤い線で囲まれた範囲が敷地となりまして、敷地面積は5,834.91平方メートルでございます。敷地西側の町道については、幅員10.18メートルとなっております。

ピンク色で表示した部分が今回の計画建築物のタイヤ破砕作業所となっており、平屋建てで延べ面積は199.50平方メートルとなっております。そのほかに、水色で表示したタイヤ切断作業所や事務所など5棟の既存建築物があり、合計延べ面積は641.04平方メートルとなります。

なお、敷地外周には、赤い線上に、防犯対策として高さ1.8メートルのフェンスがあり、 その内側に、緑色で表示しました幅員5メートル以上の緑地帯を設けるとともに、緑地帯 のさらに内側には、青色破線で示す高さ2メートルから3.5メートルの防護壁を設置して、 周辺環境への影響を考慮した計画としてございます。

次に、廃棄物の処理工程について御説明いたします。

実線の矢印が搬入から処理までの経路、破線の矢印が搬出の経路になります。処理工程は破砕処理と切断処理の二通りに分かれますが、いずれも、黒の実線で示すとおり、搬入時に重量を計量後、敷地中央のスペースで処理方法別に選別され、それぞれの保管場所に仮置きされます。

仮置き後は、処理工程別の建屋で処理を行います。赤の実線は破砕処理を、青の実線は 切断処理を示しておりまして、それぞれの建屋で処理後、破線で示すとおり、重量を計量 後、場外に搬出されます。

次に、排水処理計画について御説明いたします。

まず、敷地内においては、廃棄物処理に伴う排水は発生いたしません。雨水につきましては、敷地外周の側溝で集水後、敷地北側にある油水分離槽を経て敷地外に放流されます。 汚水・雑排水につきましては、事務所東側の合併浄化槽で処理後、同様に敷地外に放流されます。

こちらの図面は、敷地外における排水経路を示してございます。敷地から排出された排水は、入沼排水路を経て飯沼川へと流れていきます。こちら入沼排水路等への放流につきましては、八千代町や地元土地改良区からの同意も取得してございます。

次に、搬入・搬出ルートについて御説明いたします。

申請地南側の県道皆葉崎房線から水色で示した常総市道を北上し、黄色で示した町道から申請地に至るルートと北側の県道つくば古河線から水色で示した下妻市道を南下して申請地に至るルートが搬入・搬出経路となります。搬入・搬出経路の一部に通学路がございますが、歩道が整備されており、安全性が確保されております。

周辺交通への影響についてですが、処理施設の搬入・搬出車両が出入りする時間は、午前8時から午後5時までとなっておりまして、同じ時間帯における下妻市道、常総市道の交通量は2,575台となっております。

一方で、本施設の搬出入車両を施設の最大処理能力相当で試算しますと、1日当たり往復で24台の増加となります。この場合、それぞれの市道における総交通量に対する車両台数の割合は1%未満でございまして、交通量への影響は小さいものと考えてございます。

また、現地調査におきましては、当該計画地付近で渋滞等の発生は確認されませんでした。

次に、生活環境影響調査への結果について御説明いたします。

調査項目は、大気質、騒音、振動、水質の4項目でございます。評価基準は、環境基本 法、騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法、茨城県生活環境の保全に関する条例など の規制基準となっております。全ての項目で予想値が評価基準以下であることが確認され ております。

最後に、都市計画関係についてでございます。

本案件の敷地は、八千代町の都市計画マスタープランにおいて、支障となる土地利用構想等はございません。

また、今回の許可申請に当たりまして、八千代町からは12月19日付で、都市計画上支障がない旨の意見書が提出されております。

都計諮問第5号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

### ○議長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様方からの御意見、御質問等をお伺いしたいと存じますが、何かお 気づきの点はございますでしょうか。

A委員、お願いします

#### ○A委員

ありがとうございます。異論とかではないのですが、一応確認ということで、16ページ をお願いできますか。

これで、粉じんも振動レベルも一応現況では上がっているんですけれども、騒音は変化がないんですが、新しいものが追加されても騒音は変わらないという理解でよろしいですかという確認です。

## ○議長

お願いします。

### ○事務局

今回、破砕処理を行うために破砕処理棟を増築するのですが、破砕処理作業につきましては建物の中で完結するような計画となっておりますので、増築に伴う騒音の増加はございません。

#### ○議長

よろしいでしょうか。

#### ○A委員

はい。

### ○議長

ほかに何か御質問等ございますでしょうか。

B委員、お願いします。

### ○ B 委員

搬入時間が8時から5時までとする。通常、そうすると土曜、日曜というのは考えなく てよろしいですか。

#### ○議長

それでは、お答えをお願いします。

#### ○事務局

日曜日はお休みになっています。

土曜日につきましては、概ね隔週でお休みということになっていまして、その際は、土曜日も8時から5時まで作業を行うということになります。

## ○B委員

僕が聞こうとしたのは、ここ、筑波サーキットなんですよ、隣が。そうすると、土曜、 日曜が大変道路が混雑しているんですよ。だから、その辺の兼ね合いがどうなのかなと思って今聞いてみたのですが。

#### ○議長

それに対しては、いかがですか。サーキットの混む、土日なのでしょうけど。

#### ○事務局

今回破砕機を増設することによって増える想定車両台数は24台で、既存の切断機を最大限使った場合の想定車両台数は156台であり、合計すると180台になります。敷地内最大限機械を使った場合でも、180台の出入りしかないということになりますので、土日の交通量調査の結果ではないのですが、2,575台の交通量に対してでも、小さい割合となっておりますので、支障ないものと考えてございます。

#### ○議長

いかがでしょうか。

#### ○ B 委員

はい。

## ○議長

御了承を頂いたという感じですけれども、ほかに何か御意見ございますでしょうか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

## ○議長

それでは、ほかに特にないようでしたら、都計諮問第5号につきましては、支障なしと してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

## ○議長

ありがとうございます。

異議なしと認めさせていただきまして、都計諮問の第5号については、支障なしといた します。

以上をもちまして、本日付議された案件についての審議は終了といたします。都計諮問

第5号については、支障なしとして、本日付をもって知事に答申いたします。ありがとう ございました。

令和4年度第3回茨城県都市計画審議会 委員出席状況

組織	職名		氏	名		出 欠
学識経験のある者	弁護士	田	中	美	和	出席
	筑波大学教授	谷	П	守		出 席
	筑波大学准教授	藤	井	さやバ	か	欠 席
	茨城大学大学院教授	Щ	田	稔		出席
	一級建築士	濱	中	本 -	子	出席
	茨城県農業会議理事	清	水	久 -	子	出席
	茨城県商工会議所連合会 副会長	中	Ш	喜久》	冶	出 席
	茨城県バス協会会長	任	田	正	史	出席
	NPO法人日本防災士会 会員	益	子	さやこ	子	出席
	国立環境研究所社会システム領域主任研究員	金	森	有 -	子	欠 席
市町村長を 代表する者	笠間市長	Щ	П	伸材	尌	欠 席
	五霞町長	染	谷	森	雄	出席
県議会の議員	茨城県議会議員	西	條	昌」	良	欠 席
	茨城県議会議員	飯	塚	秋!	男	出席
	茨城県議会議員	細	谷	典	幸	欠 席
	茨城県議会議員	Ш	津	隆		欠 席
	茨城県議会議員	石	井	邦 -	-	出席
市町村の議 会の議長を 代表する者	水戸市議会議長	須	田	浩	和	欠 席
関係行政機 関の職員	関東農政局長	大	角	亨		出席(代理 農村振興部 地方 参事官 加藤 浩)
	関東地方整備局長	廣	瀬	昌日	由	出席(代理 常陸河川国道事務 所 副所長 大山 修)

出席 13 名 大席 7 名 20 名

# 令和4年度第3回茨城県都市計画審議会付議案件一覧表

諮問 番号	題名	決定 機関	計 画 内 容
5	八千代町における廃棄 物処理施設の敷地の位 置に関する都市計画上 の支障の有無について (建築基準法第 51 条)	特定行政庁知事茨城県	八千代町大字栗山地内 廃棄物処理施設(新設) 破砕(廃プラ類等) 処理能力:12.0t/日
	計1件		